

「基本診療料の施設基準等」に基づく掲示

「医療情報取得加算」

の算定について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証による診療情報等または問診票等を通して、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関であり、厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

○ 初診時 1点

○ 再診時(3ヶ月に1回に限り算定) 1点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

マイナ保険証を利用し、情報提供に同意いただくことで、医師がこれまでの経過を正確に把握でき、重複投与の防止やより適切な処方が可能になります。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



みずほ台病院